

(19) 無償減資があった場合の株式の取得価額

48—5 削除

**【解 説】**

改正前の本通達は、資本金の額の減少（減資）のうち、無償減資があった場合にその減資の対象とされなかった株式の取得価額の計算について示したもの。

なお、有償減資があった場合に減資の対象とされなかった株式の取得価額の計算については、改正前の所得税法施行令第114条第1項において規定。

**【改正の趣旨等】**

会社法では、減資の決議事項から株式の消却が除外されたため、減資に際して株式の消却を行う場合、資本金の額の減少に係る決議と別に、自己株式の取得手続を行うこととなった。

また、旧商法における株式の消却は、自己株式の消却（旧商法 212）と強制消却（旧商法 213）とがあり、株主から株式を取得した上で消却する行為と、株主が株式を保有したままで消却する行為が并存していたが、会社法における株式の消却制度は、自己株式の消却のみとされた。

したがって、従前のように減資の決議事項に、株主への払戻しを行う場合はその払戻し額、株式の消却を行う場合はその株式の種類、数、消却の方法及び消却額を含めることはできなくなり、減資の決議に伴って株主が株式の取得価額の付替計算を行うという考え方はなくなったことから、本通達を削除した。